

# 新型コロナウイルス ワクチン 64歳以下の接種を順次開始

## 基礎疾患のある人が優先



現在、65歳以上の人を対象に新型コロナウイルスワクチンの集団接種を行っています。今後は、64歳以下の人の接種を順次開始していきます。当面の間、ファイザー社製のワクチンを使用して実施します。

12歳以上64歳以下の基礎疾患のある人は優先されるため、事前に申告を受け、接種券を郵送します。その後、64歳以下の基礎疾患のない人には準備が整い次第、接種券などを郵送します。

### 12～64歳の基礎疾患のある人は申告を

12歳以上64歳以下の基礎疾患のある人は、接種についてかかりつけの医師に確認の上、申告をお願いします。申告後、市から接種券などを順次郵送します。接種券が届いたら、接種日時を2回分予約してください。基礎疾患の種類や申告方法など詳細については、別途各戸に配布するピンク色のチラシをご覧ください。  
**対象年齢**／今年度12歳～64歳になる人（昭和32年4月2日以降、平成21年4月1日以前に生まれた人）

※ファイザー社製のワクチンを使用する場合の年齢  
**申告期間**／7月15日(木)まで

### 64歳以下の基礎疾患のない人の接種

64歳以下の基礎疾患のない人は、今後年齢区分などの優先順位を決定し、集団接種を行っていきます。接種券は、順次郵送します。

職域接種が行われる職場に勤務している人は、勤務先で受けることができます。実施については、勤務先に確認してください。

国が運営する大規模接種会場での接種を希望する場合は、接種券到着後に予約してください。

### その他

接種を終えても、マスクの着用や人と人との距離の確保など、引き続き感染対策を行ってください。

**☎健康推進課 992-5711**

予約相談センター 0570-075673 (ナビダイヤル)

※通話料がかかります。

# 令和3年度介護保険料

## —7月から普通徴収を開始—



介護保険制度は、市区町村が保険者として運営しています。40歳以上の方は、加入者（被保険者）となり保険料を納め、介護が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

### 保険料の納め方

#### 第1号被保険者（65歳以上の人）

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。必ず支払い方法を確認してください。

#### 特別徴収

年金から保険料が天引きされます。

**☑**年金が年額18万円以上の人

#### 普通徴収

納付書を使用し、指定（代理）金融機関または、コンビニエンスストア、スマートフォン決済、クレジットカード決済で納付するか、口座振替で納付してください。

**☑**年金が年額18万円未満の人

※65歳になったばかりの人や転入した人、2月に年金天引きが行われなかった人は、しばらくの間、普通徴収になります。

#### 第2号被保険者（40歳～65歳未満の人）

加入している医療保険料と合わせて徴収されているため、介護保険料の通知は届きません。

### 滞納している保険料がある場合

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスが受けられなくなる場合があります。

### 保険料の減免

生活が著しく困窮していると認められる人を対象に、介護保険料の減免制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが困難になった人への減免制度もあります。詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

**☎介護保険課 995-1821**